

2023 年 10 月 25 日 全 10 頁

TNFD の基準が確定、内容を概説

企業が開示すべき「自然」に関する情報とは

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : 自然関連財務情報開示タスクフォース) とは、企業が自然に関するリスク管理と情報を開示することを促す機関である。そのための開示基準などを含む、TNFD 提言を 2023 年 9 月に公表した。
- TNFD 提言では、企業が自然に関する依存、影響、リスク、機会について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクと影響の管理」、「指標と目標」を開示することを推奨している。また、開示に向けて「LEAP アプローチ」という方法を利用することができる。
- TNFD 提言は企業が任意に利用するものであり、法的拘束力などはない。ただし、TCFD 提言のように、将来的にサステナビリティ情報の開示において TNFD 提言に基づくことが求められるようになる可能性も考えられるため、注意が必要である。

1. TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) とは

ESG 投資の拡大などに伴い、企業は自社のサステナビリティ情報の開示が求められている。例えば、わが国では法令により 2023 年 3 月期の有価証券報告書からサステナビリティ情報を記載することとされている¹。

サステナビリティ情報の開示に当たっては、国際的な開示基準を参照することができる。各企業が同じ開示基準に沿った開示を行うことで、開示情報の利用者は比較可能な情報を得ることができる。そのため、国際的な開示基準に沿ったサステナビリティ情報開示は多く行われている。

主要な国際的な開示基準の 1 つとして、TCFD (Task Force on Climate-Related Financial Disclosures : 気候関連財務情報開示タスクフォース) の基準が挙げられる。TCFD とは、投資家等による企業の気候変動に関するリスク・機会の評価に寄与するために、2015 年に設立された機関である。2017 年には、企業が気候変動に関する情報を開示するための基準である「TCFD 提言」が公表された。TCFD に対しては、世界全体では 4,872、日本では 1,470 の企業・機関が賛同

¹ 詳しくは、[拙稿「開示府令の改正が公布・施行」\(2023 年 2 月 7 日、大和総研レポート\)](#) を参照。

している（2023年10月12日時点）²。2023年3月期の有価証券報告書において、TCFD提言に沿った気候変動に関する情報を記載している企業も複数見られる。

このTCFDに続く形で設立されたのが、**TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）**である。TCFDが気候変動にフォーカスしていたのに対して、TNFDは**自然**にフォーカスしている。社会、経済、金融システムは自然の中にあるものであり、自然の悪化、生物多様性の減少により、企業、投資家、金融システム、経済にリスクがもたらされる。こうした考えから、自然に対してプラスとなるような資金の流れが生まれることへの支援を目的に、2021年にTNFDが設立された。

TNFDは、企業が自然に関するリスクを管理するとともに情報を開示することができるように情報開示の基準などの策定を目指していた³。2021年の設立後、フレームワークのベータ版を複数公表し、フィードバックを受け、2023年9月に**TNFD提言**とそれに係る**ガイダンス**を公表した。今後、企業が気候変動に関する情報開示の際にTCFD提言を参照することと同様に、自然に関する情報を開示する際にはTNFD提言を参照していくことが考えられる。

2. TNFD 提言の概要

（1）用語の整理 ～自然と企業の関係～

TNFD 提言を理解するために、まずは「自然」が何を意味するのか、自然と企業がどのような関係にあるのかを整理する。

図表1 TNFD 提言における自然に関する用語（例）

自然	人間を含む生物の多様性と、生物同士および生物と環境との相互作用に重点を置いた自然界。陸地、海洋、淡水、大気の4つの領域で構成される。
自然資本	再生可能および再生不可能な天然資源（植物、動物、空気、水、土壌、鉱物など）のストック。組み合わせによって人々に利益のフローをもたらす。
生物多様性	自然の各領域にわたる生物間の多様性。これには、種内における多様性、種間の多様性、生態系の多様性が含まれる。
生態系	機能単位として相互作用する、植物、動物、微生物群集と非生物環境の動的な複合体。
生態系サービス	経済活動やその他の人間活動の利益に対する、生態系の寄与。供給サービス（作物、木材、水の供給など）、調整・保守サービス（気候調整など）、文化サービス（観光の機会など）の3つに分類される。

（出所）TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures”（2023）、“Glossary Version 1.0”（2023）より大和総研作成

² https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/tcfd_supporters.html（2023年10月17日アクセス）

³ これまでの議論の経緯等に関しては、太田珠美・和田恵「[ESG投資において今後注目すべき生物多様性](#)」（2021年3月19日、大和総研レポート）、太田珠美「[TNFDが提唱する自然資本に関する情報開示](#)」（2023年1月10日、大和総研レポート）を参照。

自然やそれに関する用語をまとめたものが図表1である。自然の4つの領域（陸地、海洋、淡水、大気）を、「社会」が横断しており、4つの全てと相互に作用する。社会の中にある企業は自然に対して影響を与えるとともに、自然の損失によって自らも影響を受ける。加えて、自然の中にある自然資本は企業に対して利益をもたらす。

また、生物に多様性があることによって、生態系の持続性、適応性が高まる。生態系は、企業を含む社会に対して生態系サービスをもたらすものであり、自然資本の減少、生物多様性の喪失、生態系の破壊によって、企業にもたらされる生態系サービスに悪影響が及ぶ。

このように、**企業は自然に依存しており、自然に影響を与えている。この「依存」と「影響」は企業に対して「リスク」と「機会」をもたらす。**自然と企業の関係である、この4つの用語について、以下の①～④で説明する。

① 依存

企業の事業活動は、信頼性・コスト効率の高い生態系サービスの利用に依存している。また、後述する「影響」と関連して、企業の自然へのマイナスの影響によって、企業が依存している生態系サービスの可用性が失われ得る。依存と影響は相互に作用するものであり、時間経過とともにその関係は複雑化する。

事業活動が生態系サービスと自然資本にどのように依存しているかを整理することで、これらの変化が事業のコスト・利益にどのような影響を与えるかを特定する。

② 影響

企業は自然に対して、プラス、もしくはマイナスの影響を与える。この影響とは、自然の状態（質・量）の変化を指し、自然の社会的・経済的な効用を提供する能力が変化する可能性がある。影響は、事業活動が直接的・間接的、もしくは累積的にもたらし得る。

TNFDは、影響要因（外部要因を含む）、自然状態の変化、生態系サービスの可用性の変化、という流れで依存と影響を特定・測定することを推奨している。事業活動の結果として、影響要因が生態系サービスや自然資本にどのような変化をもたらす可能性があるか、またこれらの変化が様々なステークホルダーにどのような影響を与えるかを考える。ここでいう影響要因は、(i) 気候変動、(ii) 陸地・海洋・淡水の利用の変化、(iii) 資源の利用・補充、(iv) 汚染・汚染除去、(v) 特定外来生物の渡来・除去、の5つに分類される。

③ リスク

自然に関するリスクは、企業自身もしくはより広範な社会の、自然への依存や影響によって生じる。ここでいうリスクは、物理的リスク、移行リスク、システムリスクの3つに分けられる（図表2）。リスクは、④で後述する機会とあわせて、企業財務に影響を与え得る。

図表2 自然に関するリスクの分類

物理的リスク	急性リスク	自然の状態を変化させる短期的で特定の事象の発生（油の流出、森林火災、収穫に影響を与える害虫など）
	慢性リスク	自然状態のゆるやかな変化（農薬の使用に起因する汚染や気候変動など）
移行リスク		様々な経済主体による自然への悪影響の防護・回復・軽減を目的とした行動の不調和から生じる企業へのリスク
	政策リスク	自然にプラスの影響を与える、もしくはマイナスの影響を軽減するための政策の変化
	市場リスク	消費者の嗜好の変化などを含む、市場全体の動向の変化
	技術リスク	自然への影響や依存を軽減する製品・サービスへの転換
	評判リスク	地域、経済、社会レベルを含む、企業の自然への影響に関する認識の変化
システミックリスク	責任リスク	法的請求から生じるリスク（例えば、自然関連の規制などの厳格化に伴うもの）
	生態系安定性リスク	個々の問題ではなく、システム全体のブレークダウンから生じる企業へのリスク
	金融安定リスク	重要な自然システムが不安定になり、従来と同じように生態系サービスを提供できなくなるリスク（例えば、何らかの転換点に達し、体制の変化や生態系の崩壊が発生し、様々な物理的リスクや移行リスクが生じるリスク）
		物理的リスクや移行リスクの顕在化および複合化が、金融システム全体の不安定化につながるリスク

（出所）TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures”（2023）より大和総研作成

④ 機会

自然に関する機会は、自然に対するプラスの影響を与える、もしくはマイナスの影響を軽減することで、企業と自然にプラスの結果を生み出す活動である。これは、企業の業績に資するものと、自然の持続可能性に資するものに分けられる（図表3）。

図表3 自然に関する機会の分類

企業	市場	新しい市場などへのアクセスなど、市場全体の動向の変化
	資本フロー・資金調達	資本市場へのアクセス、自然への影響に関連した融資条件や金融商品の改善
	資源効率	自然への影響や依存を回避または軽減し、運用効率の向上やコスト削減にもつながる行動
	製品・サービス	自然を保護、管理、復元する製品・サービスの創造・提供に関連する価値提供
	評判	企業の本質的な影響に関する認識の変化
自然	天然資源の持続的な利用	天然資源をリサイクルや再生可能なもので代用すること
	生態系の保護、再生、復元	生態系の保護、再生、復元を支援する活動

（出所）TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures”（2023）より大和総研作成

(2) TNFD 提言に基づく開示の一般要件

TNFD 提言においては、開示に関して TCFD 提言を踏襲した 4 つの柱に基づく開示項目を設け(詳細は後述)、それを横断するものとして 6 つの一般要件が示されている(図表 4)。

図表 4 TNFD 提言の開示の一般要件の概要

マテリアリティ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重要性へのアプローチを明記する ✓ 全ての自然に関する情報開示に対して、同じアプローチを適用する ✓ ISSB のマテリアリティの定義をベースラインとし、必要に応じて自然への影響に基づくマテリアリティの定義を使用することを推奨する
開示範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バリューチェーンにおけるデータの制約を踏まえ、企業は自然に関する情報開示の範囲やその範囲の決定に係るプロセスについて説明する
地理的な位置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然に関するリスクや機会は、企業と自然の接点である地理的な位置によって異なる ✓ 自社の直接業務および上流・下流のバリューチェーンを通じて、企業と自然との接点である地理的位置を考慮する
他のサステナビリティ情報開示との統合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然に関する情報開示は、利用者に企業の財務状況と見通しの全体像を提供するために、可能な限り他のサステナビリティ情報開示と統合する ✓ 特に気候と自然に関する情報の統合は重要であり、両者のつながりを明確に特定する必要がある
考慮する期間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の資産もしくはインフラの耐用年数や、自然関連のリスク・機会がしばしば中長期で生じることなどを踏まえ、組織が考慮する短期、中期、長期の期間について説明する必要がある
エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然に関する依存、影響、リスク、機会に関する懸念と優先事項について、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントのプロセスを説明する必要がある

(出所) TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures” (2023) より大和総研作成

重要な点の 1 つとして、企業は自然に関する情報について、マテリアリティ(重要性)に応じて開示の有無を判断する。このマテリアリティには大きく分けて 2 つの種類がある。1 つが TCFD や ISSB (International Sustainability Standards Board: 国際サステナビリティ基準審議会)⁴が採用する**シングルマテリアリティ**である。これは、主に投資家を対象とした開示を想定し、環境などが企業に与える財務的なリスクや機会の重要性に基づいて開示を判断するというものである。もう 1 つが**ダブルマテリアリティ**であり、これは財務的な影響だけではなく、企業が環境などに与える影響の重要性も踏まえて開示を判断するというものである。

TNFD ではマテリアリティについては、各法域の規制におけるアプローチに従うとしているが、これがない場合などにおいては、まずはシングルマテリアリティの考えを採用するとしている。その際には、ISSB のマテリアリティの定義をベースラインとして使用するとしている。具体的には、「情報を省略、誤記、不明瞭化したときに、一般目的財務報告の主な利用者(投資者、融資者、その他の債権者)の決定に影響を与えると合理的に予想される場合、その情報は重要であ

⁴ ISSB の基準について、詳しくは拙稿「ISSB の「IFRS S1」(全般的要求事項)の具体的な内容」(2023 年 8 月 2 日、大和総研レポート)、拙稿「ISSB の「IFRS S2」(気候関連開示)の具体的な内容」(2023 年 8 月 25 日、大和総研レポート)を参照。

ると判断される」とISSBでは定義されている。

一方で、ダブルマテリアリティの考え方の採用も認めている。その場合には、ISSBの定義に加えて、GRI (Global Reporting Initiative: グローバル・レポーティング・イニシアティブ) のGRIスタンダードにおける考え方(経済、環境、社会に著しい影響を与える事項に関する開示を優先する)に照らして開示を判断することが推奨されている。

また、地理的な位置についての言及もTNFD提言の特徴である。企業の自然に関するリスク・機会は、特定の地理的な位置によって異なり、自然に関する問題を評価する上でその考慮は不可欠となる。

さらに、ステークホルダーとのエンゲージメントについても要件とされている。特に、自然と直接的な関わりが大きい先住民や地域社会は、企業活動による自然への影響に応じてその人権がリスクにさらされ得る。こうしたステークホルダーとのエンゲージメントは、企業の自然問題の理解・管理や、ステークホルダーとの信頼関係の確立につながり、重要とされている。

(3) TNFD 提言の開示事項

図表 5 TNFD 提言の開示事項

ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
自然に関する依存、影響、リスク、機会に係る企業のガバナンスを開示する	企業の事業、戦略、財務計画において、自然に関する依存、影響、リスク、機会の実際の・潜在的なインパクトが重要性を持つ場合にはこれを開示する	企業の自然に関する依存、影響、リスク、機会の特定・評価・優先付け・監視のためのプロセスを開示する	自然に関する依存、影響、リスク、機会を評価・管理する指標と目標を開示する
A. 自然に関する依存、影響、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する	A. 企業が特定した、短期、中期、長期の自然に関する依存、影響、リスク、機会について説明する	A(i). 企業の直接業務における自然に関する依存、影響、リスク、機会を特定・評価・優先付けするためのプロセスを説明する	A. 企業が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重要な自然に関するリスクと機会を評価・管理するために使用している指標を説明する
B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会の評価・管理における経営者の役割について説明する	B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会が、企業のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、移行計画や分析について説明する	A(ii). 上流・下流のバリューチェーンにおける自然に関する依存、影響、リスク、機会を特定・評価・優先付けするためのプロセスを説明する	B. 自然に関する依存と影響を評価・管理するために企業が使用している指標を説明する
C. 自然に関する依存、影響、リスク、機会に対する企業の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受ける人々、その他のステークホルダーに関する企業の人権方針とエンゲージメント活動、取締役会と経営陣による監督について説明する	C. 様々なシナリオを考慮して、自然に関するリスクと機会に対する企業の戦略のレジリエンスについて、説明する D. 企業の直接業務、および可能な場合は上流・下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産や活動がある場所を説明する	B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会を管理するためのプロセスを説明する C. 自然に関するリスクの特定・評価・管理のプロセスが、企業全体のリスク管理にどのように組み込まれているかを説明する	C. 企業が自然に関する依存、影響、リスク、機会を管理するために使用している目標、それに係る企業の実績を説明する

(出所) TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures” (2023) より
大和総研作成

TNFD 提言では、TCFD 提言における「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という開示事項の 4 つの柱を踏襲している（図表 5）。ただし、全ての開示事項を踏襲しているわけではない。また、TCFD 提言は「リスク」と「機会」を対象としていたのに対して、TNFD 提言は「依存」と「影響」も対象としている。以下では、各項目について TCFD 提言と異なる点を中心に確認する。

① ガバナンス

ガバナンスに関しては、TCFD 提言と同様、自然についての取締役会の監督や経営者の役割の説明が求められている。ただし、TNFD 提言ではこれに加えて、ステークホルダーに関する人権方針、エンゲージメントや、それに関する取締役会や経営陣の監督を説明することとされている。これは、先述の通り、自然については先住民や地域社会などとの関わりが大きいからであろう。開示に際しては、先住民や人権に関する国連の宣言や指導原則などを参照する。

② 戦略

戦略については、TCFD 提言を踏襲し、自然に関する依存、影響、リスク、機会の説明や、それによる企業のビジネスモデルや財務計画などへの影響、シナリオ分析に基づいた企業のレジリエンスの説明が求められている。TNFD 提言ではさらに、自社もしくはバリューチェーンにおける資産や活動が、「優先地域」に関する基準を満たす場合にはその場所を開示することを提唱している。ここでいう優先地域とは、マテリアリティに基づいて企業が自然に関する依存、影響、リスク、機会を特定した地域、もしくは自然に関してセンシティブな地域（例えば、生物多様性にとって重要である地域や水リスクが高い地域など）を指す。

③ リスクと影響の管理

リスクと影響の管理について、自然に関する依存、影響、リスク、機会の特定・評価・優先付け・管理を行うプロセスや、それらが企業全体のリスク管理にどのように統合されているかを開示するという点では、TCFD 提言と大きな違いはない。ただし、TNFD 提言は自社だけではなく、上流・下流のバリューチェーンにおけるプロセスについても開示が明確に求められている。

④ 指標と目標

指標と目標に関しては、依存、影響についても言及されているという違いはあるが、TCFD 提言と同様に、自然に関する依存、影響、リスク、機会の評価・管理のための指標と目標の開示が求められている。ただし、企業は TNFD 提言に沿って指標と目標の開示を行うに当たって、TNFD が示す「主要なグローバル開示指標」、「追加的なグローバル開示指標」、「用語集」を参照する必要がある。特に「主要なグローバル開示指標」における指標は企業レベルで開示することが求められている（図表 6）。ただし、企業にとって関連性がない、重要性がない、データが不十分で

あるなどの場合には、それを説明することで開示しないことも認められる（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

図表 6 TNFD 提言における主要なグローバル開示指標

自然変化の要因		指標
陸地、淡水、海洋の利用の変化	総空間専有面積（フットプリント）	<ul style="list-style-type: none"> 企業が制御、管理する総表面積 支障が起こされた総面積 修復された総面積
	陸地、淡水、海洋利用の変化の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 陸地、淡水、海洋生態系の変化の範囲※ 保全、復元された陸地、淡水、海洋生態系の範囲 持続的に管理される陸地、淡水、海洋生態系の範囲※ ※生態系や事業活動の種類別
汚染・汚染除去	種類別の土壌に放出された汚染物質	種類別の土壌に放出された汚染物質（セクター別ガイダンスを参照）
	排水量	<ul style="list-style-type: none"> 排水量（合計、淡水、その他で分類） 排水中の主要な汚染物質の濃度（種類別） 関連する場合、排水の温度
	廃棄物の発生と処分	<ul style="list-style-type: none"> 種類別の有害、無害廃棄物の重量（セクター別ガイダンスを参照） 廃棄方法別の有害、無害廃棄物の重量 再利用、リサイクル、その他に使われる有害、無害廃棄物の重量
	プラスチックによる汚染	使用、販売されるプラスチックの総重量で測定した原材料の含有量に分類されたプラスチックのフットプリント
	非温室効果ガスである大気汚染物質	種類別の大気汚染物質（粒子状物質、窒素酸化物、揮発性有機化合物、硫酸酸化物、アンモニア）
リソースの使用・補充	水不足地域からの取水・消費	取水量・消費量（水源の特定を含む）
	陸地、海洋、淡水から調達する高リスクの天然資源の量	<ul style="list-style-type: none"> 陸地、海洋、淡水から調達する高リスクの天然資源の量、天然資源全体に占める割合（種類別） 持続可能な管理計画などに基づいて調達された高リスクの天然資源の量、天然資源全体に占める割合（種類別）
侵略的外来種など	意図しない侵略的外来種の侵入への対策	侵略的外来種の意図しない侵入を防ぐための適切な措置の下で運営された高リスク活動、または低リスクに考えられた活動の割合
自然の状態	生態系の状態	生態系の状態のレベル（生態系や事業活動の種類別）
	種の絶滅のリスク	種の絶滅のリスク
リスクと機会	カテゴリー	指標
	リスク	自然に関する移行リスクに対して脆弱であると評価される資産、負債、収益、費用（合計・割合）
		自然に関する物理的リスクに対して脆弱であると評価される資産、負債、収益、費用（合計・割合）
		自然に関する悪影響による罰金や訴訟などの額・説明
機会	自然に関する機会のための設備投資、資金調達、投資額（関連する場合、分類に関する規制などを参照）	
	自然にプラスの影響をもたらす製品・サービスからの収益の増加と割合、影響に関する説明	

（出所）TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures”（2023）より大和総研作成

3. TNFD 提言に係るガイダンス

TNFD 提言の公表とともに、これに沿って開示を行う企業のために TNFD は複数のガイダンスを公表している（図表 7）。本稿ではこの中でも、**LEAP アプローチ**について解説する。

LEAP アプローチとは、企業が TNFD 提言に沿った開示を行う上で自然に関する問題を評価・管理するために、TNFD によって開発されたものである。LEAP とは Locate、Evaluate、Assess、Prepare の頭文字をとったものであり、この 4 つのフェーズに沿って企業はアプローチを進める（図表 8）。まず、自社の活動の地理的な位置やそれと関連する自然との接点を特定する（Locate）。続いて、企業の自然に対する依存・影響を特定・評価する（Evaluate）。そして、依存・影響に基づいて、企業におけるリスク・機会を特定・評価する（Assess）。最後に、これらの情報について、戦略、リソース配分、目標設定といった対応や、開示について準備する（Prepare）。

図表 7 TNFD 提言に係るガイダンス

	概要
自然関連の問題の特定と評価に関するガイダンス: LEAP アプローチ	・自然に関する問題を評価、管理するための「LEAPアプローチ」(注)について解説している
セクターガイダンス 金融機関向けの追加ガイダンス	・自然に関するセクター固有の指標については各セクターごとのガイダンスを参照する ・金融機関向けの開示事項や指標に関するガイダンスが含まれる
バイオームに関するガイダンス	・バイオームとは、地球規模の地域・地帯を指す。一般的には、平均降雨量と気温のパターンに応じて、植物の種類に基づいて定義される(例えば、ツンドラ、サンゴ礁、サバンナなど) ・特定のバイオームごとに、バイオームの説明、企業との関係、影響要因と生態系サービス、関連するリスクと機会、指標などが示されている
シナリオ分析に関するガイダンス	・開示に対応する上で必要なシナリオ分析に関するガイダンス ・シナリオ分析に取り組む上でのアプローチについて、ワークショップの実施が示されている ・①要因の特定、②企業の現状の把握、③各シナリオのストーリーの使用、④上層における事業上の意思決定の特定、という4ステップでワークショップを行うことが考えられている
自然に対する科学に基づいた目標に関する企業向けのガイダンス	・TNFD提言に基づく目標設定の際に、Science Based Targets Network (SBTN)が開発した手法を使用して自然に対する科学に基づいた目標(SBT)を設定することが推奨されており、SBTNに関する概要が示されている
先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関するガイダンス	・エンゲージメントをすべき対象、参考となる基準やガイドライン、ガバナンスやリソース、企業戦略への組み込み、実施のプロセスなどについて示されている

(注) LEAP アプローチについては、図表 8 を参照。

(出所) TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures” (2023)、その他 TNFD の各種ガイダンスより大和総研作成

図表 8 LEAP アプローチの概要

Locate 企業と自然の接点を特定する	Evaluate 依存・影響を評価する	Assess リスク・機会を評価する	Prepare 対応と報告の準備をする
L1: ビジネスモデルとバリューチェーンの範囲 企業の活動がセクター、バリューチェーン、地域ごとにどのようなものか、直接業務はどこで行われるかを特定する	E1: 環境資本、生態系サービス、影響要因の特定 分析対象となる企業の活動などに関連する環境資産、生態系サービス、影響要因を特定する	A1: リスク・機会の特定 自然に関する依存・影響に基づいて、リスク・機会を特定する	P1: 戦略とリソース配分の計画 分析をもとに、リスク管理、戦略、リソース配分の決定を検討する
L2: 依存・影響のスクリーニング L1で特定したもののうち、自然への中度・高度の依存や影響と潜在的に関連しているものを特定する	E2: 依存・影響の特定 自然に関する依存・影響を特定する	A2: 既存リスクの軽減とリスク・機会の管理の調整 既存リスクの軽減とリスク・機会の管理プロセスなどを確認・調整する	P2: 目標設定と実績管理 目標設定、進捗測定のための指標を検討する
L3: 自然との接点 中度・高度の依存や影響が潜在的にあるセクター、バリューチェーン、直接業務の地理的な位置、接しているバイオームや生態系を特定する	E3: 依存・影響の測定 自然に対する依存・影響の規模と範囲を測定する	A3: リスク・機会の測定と優先順位付け リスク・機会を測定し、優先付けを行う	P3: 報告 TNFD提言に沿った開示を検討する
L4: センシティブな地域との接点 企業の活動に中度・高度の依存・影響がある場合、環境的にセンシティブな地域にあるもの、直接業務のうちセンシティブな地域にあるものを特定する	E4: 影響の重要性の評価 影響のうち重要なものを特定する(ダブルマテリアリティの考え方を採用する場合)	A4: リスク・機会の重要性の評価 リスク・機会のうち重要性があり、開示すべきものを特定する	P4: 公表 開示場所や方法を検討する

(注) なお、LEAP アプローチの 4 ステップを行う前には、Scoping (範囲の設定) を行うことが推奨されている。具体的には、企業に関する資産や事業活動の特定、評価のためのリソースの調整などが含まれる。

(出所) TNFD “Guidance on the identification and assessment of nature-related issues: The LEAP approach Version 1.0” (2023) より大和総研作成

LEAPアプローチの使用は任意であり、TNFD 提言に基づく開示を行う上で必須のものではない。だが、あらゆる規模・セクター・地域で利用できるように TNFD が設計しており、TNFD 提言に沿った開示を行う場合には確認すべきと考えられる。

4. TNFD 提言のわが国への影響

TNFD 提言が公表されたことで、TCFD 提言と同様に、今後は企業が自然に関する情報を開示していく上で広く参照されることが予想される。TNFD 提言は国際的なイニシアティブが作成した開示基準ではあるが、現状これに基づく開示が義務付けられるわけではなく、企業が任意に行うものである。

ただし、将来的にはわが国の企業に対して TNFD 提言に沿った開示が義務化されることも考えられる。例えば、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場上場会社に対して気候変動に関する情報を TCFD 提言などに沿って開示すべきとされている。自然に関する情報に対するニーズが高まれば、同様に TNFD 提言に沿った開示が求められる可能性も考えられる。

また、ISSB は現在サステナビリティ全般、気候変動に関する基準の 2 つのみを公表しているが、今後検討する新たなテーマの候補の 1 つとして「生物多様性、生態系、生態系サービス」を挙げている。そのため、将来的には自然に関するテーマ別の開示基準が策定されることも想定される。TNFD 提言の中でも、ISSB が自然に関する基準を検討する際には、TNFD の取り組みが参考にされるという言及がある。

わが国では SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が、ISSB が現在公表している 2 つの基準を踏まえた日本版の基準の策定を進めている。日本版の基準は、法令の改正を通じてわが国の有価証券報告書での開示に反映されることが考えられている。仮に今後、ISSB において自然に関するテーマ別基準が策定されれば、これについても日本版の基準が策定され、わが国の企業の有価証券報告書で開示が義務化される可能性もある。

このように、将来的には TNFD 提言に基づいた自然に関する情報開示の義務化の可能性も考えられる。これを踏まえ、TNFD 提言も TCFD 提言と同様に、企業は早期から開示に向けた準備を進めていくことが望ましいと考えられる。